

○事務局長（松橋勇君） 事務局長の松橋です。

本臨時会は一般選挙後初めての議会です。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長議員が、臨時議長の職を行うことになっています。

年長議員である加藤議員を紹介します。

（年長議員加藤弘二君、議長席に着く）

○臨時議長（加藤弘二君） ただいま紹介されました加藤です。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしくお願いいたします。

開会 午前 10時02分

◎開会宣告

○臨時議長（加藤弘二君） ただいまから、平成27年第1回浜中町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○臨時議長（加藤弘二君） 本日の会議を開きます。

◎日程第1 仮議席の指定

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席とします。

◎日程第2 会議録署名議員の指名

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、臨時議長において中山議員及び菊地議員を指名いたします。

◎行政報告

○臨時議長（加藤弘二君） 以後の日程に先立ち、町長から挨拶を兼ね、行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

○町長（松本博君） おはようございます。本日第1回浜中町議会臨時会を開催させていただきましたところ全員の御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議員の皆様には、この度の浜中町議会議員選挙において御当選、誠におめでとうございます。今後の御活躍とまちづくりに一層の御指導をお願い申し上げます。

先の議会から本日までの主なる行政報告を申し上げます。

（行政報告あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） おはようございます。教育長の内村です。

前議会から、これまで教育行政の主なものについてご報告いたします。

（教育行政報告あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） ここで、説明員である町職員紹介の申し出がありました。これを許します。

副町長。

○副町長（松本賢君） （職員紹介あるも省略）

○臨時議長（加藤弘二君） これで行政報告を終わります。

◎日程第3 選挙第1号議長の選挙について

○臨時議長（加藤弘二君） 日程第3 選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場を閉める）

○臨時議長（加藤弘二君） ただいまの出席議員数は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の規定によって、立会人に川村議員及び鈴木議員を指名します。

投票用紙を配付します。

（投票用紙配布）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤弘二君） 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○臨時議長（加藤弘二君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、波岡議員より順次投票を願います。

（投票）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（加藤弘二君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。川村議員及び鈴木議員の立会を願います。

（開票）

○臨時議長（加藤弘二君） 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち波岡玄智君12票、以上のおりです。

したがって、波岡玄智君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開ける)

○臨時議長(加藤弘二君) ただいま議長に当選されました波岡玄智君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○議長(波岡玄智君) (議長承諾の挨拶あるも省略)

○臨時議長(加藤弘二君) 以上で、臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

波岡議長、議長席にお着き願います。

(波岡議長、議長席に着く)

◎日程第4 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第4 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定しました。

◎日程第5 選挙第2号副議長の選挙について

○議長(波岡玄智君) 日程第5 選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場を閉める)

○議長(波岡玄智君) ただいまの出席議員は12人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条の指定により、立会人には田甫議員及び成田議員を指名します。

投票用紙を配付します。

(投票用紙配布)

○議長(波岡玄智君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

○議長(波岡玄智君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、加藤議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。田甫議員及び成田議員の立会をお願いします。

(開票)

○議長(波岡玄智君) 選挙の結果を報告します。

投票総数12票。これは先ほどの出席議員数に符号しております。

有効投票12票、無効投票0票です。

有効投票のうち、菊地哲夫君7票。鈴木誠君5票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、菊地哲夫君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場を開ける)

○議長(波岡玄智君) ただいま副議長に当選されました菊地哲夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○副議長(菊地哲夫君) (副議長承諾の挨拶あるも省略)

○議長(波岡玄智君) この際、暫時休憩します。

(休憩 午前10時43分)

(再開 午前10時52分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議席の指定について

○議長（波岡玄智君） 日程第6 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。職員に氏名等議席番号を朗読させます。

○事務局長（松橋勇君） （議席番号、指名朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ指定の議席にお着きください。

会議を一時中止します。

（中止 午前10時54分）

（中止中、全員新議席に着く）

（再開 午前10時55分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

◎日程第7 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について

○議長（波岡玄智君） 日程第7 選任第1号常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任を行います。常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、総務経済常任委員会委員に波岡議員、中山議員、秋森議員、菊地議員、田甫議員、三上議員。

社会文教常任委員会委員に、加藤議員、前田議員、川村議員、鈴木議員、成田議員、堀金議員。

議会運営委員会委員に、加藤議員、中山議員、秋森議員、鈴木議員、成田議員。以上のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

会議を一時中止します。

(中止 午前10時55分)

(再開 午前11時38分)

○副議長（菊地哲夫君） 中止前に引き続き会議を開きます。

議長は地方自治法第117の規定により除斥に該当しますので退席いたしました。

◎日程第8 議長の常任委員辞任について

○副議長（菊地哲夫君） 日程第8 議長の常任委員の辞任についてを議題といたします。

ただいま総経常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の申し出がありました。議長はその責任上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないし、また、行政実例においても議長については、辞任を認めているところでありますので、総務経済常任委員を辞任したいとするものであります。

お諮りします。

本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

○副議長（菊地哲夫君） 異議なしと認めます。

したがって、波岡議長の総務経済常任委員の辞任については許可することに決定いたしました。

この際、休憩いたします。

(休憩 午前11時40分)

(再開 午前11時41分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般報告

○議長（波岡玄智君） 諸般の報告を行います。

休憩中に開催した各常任委員会及び議会運営委員会において、委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選が行われましたので、その結果について報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に中山眞一君、同副委員長に秋森新二君。

社会文教常任委員会委員長に加藤弘二君、同副委員長に川村義春君。

議会運営委員会委員長に鈴木誠君、同副委員長に成田良雄君が互選されました。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第9 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 選挙第3号釧路公立大学事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって議長が指名することに決定しました。

公立大学事務組合議会議員に前田光治君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました前田光治君を釧路公立大学事務組合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました前田光治君が釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路公立大学事務組合議会議員に当選されました前田光治君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

○前田光治君 (当選承諾あるも省略)

◎日程第10 選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙について

○議長(波岡玄智君) 日程第10 選挙第4号釧路東部消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名推薦の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

釧路東部消防組合議会議員には、菊地哲夫君、田甫哲朗君、成田良雄君、三上浅雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました菊地哲夫君、田甫哲朗君、成田良雄君、三上浅雄君を釧路東部消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました菊地哲夫君、田甫哲朗君、成田良雄君、三上浅雄君が釧路東部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま釧路東部消防組合議会議員に当選されました菊地哲夫君、田甫哲朗君、成田良雄君、三上浅雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

○菊地哲夫君 (当選の承諾あるも省略)

○田甫哲朗君 (当選の承諾あるも省略)

○成田良雄君 (当選の承諾あるも省略)

○三上浅雄君 (当選の承諾あるも省略)

◎ 日程第11 報告第3号専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第11 報告第3号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第3号専決処分の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定し財源に余剰が生じたため、これに伴う歳入及び歳出の予算補正を、3月31日をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、基金積立金で、財政調整基金積立金として、歳入歳出の予算を確定見込みによる財源の余剰分9,200万円を追加するほか、特定防衛施設周辺整備調整交付金基金を年度内に取り崩したことによる解約利子分の積立金1,000円を増額、5款農林水産業費では、水産振興に要する経費で、

水産振興基金利子の確定により水産振興基金利子積立金2,000円を追加、7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定により2,579万7,000円の減額、10款公債費では、地方債償還利子で、一時借入金利子の確定により37万8,000円を減額しております。

一方、歳入につきましては、1款町税は、収入見込み増による追加、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金は、いずれも交付額の確定によるもの、16款財産収入では、水産振興基金利子2,000円の追加及び特定防衛施設周辺整備調整交付金基金利子の1,000円の増は、いずれも利子の確定によるもの、20款諸収入、町預金利子10万3,000円の追加は収入実績によるもの、受託事業収入375万1,000円は、農村私道除雪受託事業の確定による追加、21款町債につきましては、過疎地域自立促進特別事業債で、事業費の確定により300万円を減額、この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、6,582万8,000円を追加し、67億3,717万7,000円となります。

次に、第2表地方債補正については、過疎債ソフト分の対象事業費の確定による補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから、報告第3号の質疑を行います。

9番川村議員。

○9番（川村義春君） 1点だけ質問をいたします。21ページの財政調整基金がありますが、これについては12月定例議会で、前年度剰余金の2分の1を下回らない額4,170万円と、条例に定めるとある50万円の4,220万円を増としておりますが、今回の補正は歳入歳出の財源の調整として、財政調整基金への9,200万円を積立てするというので、予算上は1億3,420万円ということになっておりますが、現在の積立残高と同額と理解して良いのかどうか聞かせていただきます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのご質問の財政調整基金の積立金でございますけれども、この度の9,200万円につきましては、議員おっしゃられたとおり財源調整で剰余見込み分を9,200万円積み立てるもので、今年度26年度の決算剰余金

と合わせて、1億3,420万円を積み立てるものでございます。参考までに、今年度末の現在高につきましては、12億2,000万円となっているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

1番加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 22ページ、23ページの歳出の部分で、町道維持管理に要する経費の分で2,579万7,000円について質問したいと思います。これは除雪費関係だと思えますが、26年度の予算がいくらで、何回補正を繰り返してここに至ったのかということの説明をしていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 建設課長。

○建設課長（酒井俊一君） ただいまの質問にお答えいたします。当初予算額は4,000万円でした。1月30日に2,000万円、2月18日に4,000万円、3月に5,000万円、合計で1億5,000万円という予算額でございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○1番（加藤弘二君） 4,000万円の補正予算に対して、1億5,000万円という予算というのは、未だかつてない降雪による追加予算であると理解するのですが、私は、そのことで土木関係の職員の件について、質問を重ねていきたいと思うのですが、それは今報告があったように1月、2月、3月予算が急激に増えておりまして、2月～3月にかけて毎週土日に大雪で通行止めもあるような大雪でしたが、担当者は課長を始め係長、係、確か道路維持の土木関係では3名の職員が居られたと思えますが、3月末で新年度の体制を見たところ課長、係長、係が3人退職したということを知りましてとても驚きました。それで、そういうことはないのかと思ひながら、私は職員の労働過重そういうのが、あったのではないのかと思う訳です。

それぞれの課において、税務課は2月～3月は忙しいとか、あるいは商工観光課は夏のイベントで忙しいとか、冬は除雪関係で忙しいとか、それぞれの課が集中的に忙しいという時に、もっとその時期になったら、他の課から協力をしてもらって労働が過重にならないような体制を組むとか、そういうことが町の体制としてきちんと組まれているのか、土木関係冬はしょうがないというようなことで済ませないで、こういう年というのは、そんなにたくさんある訳ではないですし、特に今年のような場合に、そういうことでの過重による退職ということではなかったのかと外から見て解らないですから、その

辺のところを説明していただきたいと思います。重ねて今国会では残業0法案のような残業なしの法案をつかって、簡単に言えば自分のノルマを単時間で達することのできるような職員については、年間1,200万円の給与を保証していると、だから皆は残業なしで仕事を早く進めてやれば、そこまで行くんだというような残業代払えと労働者の戦いもあるのですけれども、国会の方でも残業0法案という残業無しで出来るような仕事のシステムを自分たちの努力でやれという、そういうことがなされている酷い時代になってきたと思っているのですけれども、私の言いたいところは、課長には残業代は払われていないというのは聞いています。

しかし課長の仕事量もかなり酷いものがあると思います。土日いつでも必ず何処かの課の課長が自分の机に向かって仕事をしているという姿がよく見られます。土日がないのではないかと、それから一般の職員の方々にきちんと残業代が払われているのかどうか。申告されたものについては払っているとか。申告されないものはないと、その辺のところの状況を説明いただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ご質問にお答えします。まず建設課の体制ですけれども、今除雪業務については、所管は土木係であります。今回大雪が降ったりして何回も対応に追われたということでありまして、先ほど1億5,000万円の補正をして、今回減額しまして、例年よりも非常に雪が降ったということの証しであります。業務につきましては課全体で対応しておりまして、これは土木に限らず、やはり全体の業務を仕切りはあるものの全体で吸収するという協力体制を組むということは、他の課でも変わりません。

それで3人の退職ですがお話しします。課長につきましては、12月その前から退職をほのめかしておりましたが、現実的に12月末日に意思表示をされて、そして1月に正式に退職の書面を持って町長の方に提出したという経過であります。いってみれば途中退職ですけれども、最後までやる自信がないというようなお話もされまして、関係者色々とお話はしたのですけれども、本人の意志が固くて退職に至りました。定年1年前にして退職したということです。

次に係長ですが、係長は兼ねてから私が聞き及ぶことによりまして、本人は民間の方で職を探したいということを思っていたようであります。それともう一人、係ですけれども釧路市出身です。それで家庭の事情がありまして、釧路で職を見つけて採用された

という経過でありまして、これは非常に急な話でしたので対応に戸惑いまして、4月1日の人事はまさに建設課の人事だということで何とか急場をしのいで今居る体制で、新採用職員も確定しましたし、さらには建設課の場合には、土木職員、建築職員ですから、一般事務ではちょっと厳しいものがありました。既に採用は終わっていますので、一部一般事務職員を当てて本年度走ろうということで今に至っております。

残業の関係であります。これにつきましても、我々は勤務時間で何とかやりたいという思いがありますが、状況によっては一時的に業務が集中したりしますと、やはりその時点では超過勤務手当というのが生じます。これにつきましても各課長が超過勤務命令をかけまして、それに伴いまして集計して、毎月総務課の方に請求に来る訳ですが、これにつきましても、各課では応分のものはしっかりと掌握して総務の方に支給の手続をしているとこのように理解しております。

あと税務についてもやはり一般職員についての残業代手当はありますが、課長の業務ですけれども課長につきましても、それぞれ課の中での職員との均衡がありますので、やはり係長、係、職員の超勤手当支給がありますけれども、課長はその辺バックアップするというので勤務する事がありますが、今言いましたように、超過勤務手当管理職は出ません。

その代わりに給料の一定率管理職手当で対応しているということでもありますので、今のところ課長さんは何とか耐えしのいで業務に当たっておりますので、将来もこの様な形で進めていきたいと思っております。

来年につきましては、不足している部分がありますので来年度以降の募集について職員の定員管理の面も考慮しながら、なるべく予算の範囲内ですけれども、厳しい状況を何とか解消したいと思っております。

人口減に伴いまして、各町村とも定員は圧縮している状況であります。私どもは財政再建プランの折の達成率があったのですが、それはもう過去に既にクリアしておりますので、採用人数が多くなっておりますので、町の方も全体の定数を見ながら極力対応して業務に支障ないようにと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから、報告第3号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後 12時 2分)

(再開 午後 1時 2分)

○議長(波岡玄智君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第12 報告第4号 専決処分の報告について

○議長(波岡玄智君) 日程第12 報告第4号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(松本博君) 報告第4号専決処分の報告について、提案の理由を説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び関連する政令・省令が平成27年3月31日付で公布となったことから、浜中町税条例等の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付をもって専決処分により浜中町税条例等の一部を改正する条例を制定し、同日付をもって公布したところであります。

このたびの地方税法等の一部改正の主な内容ですが、1点目として法人事業税の所得割の引き下げ及び外形標準課税の拡大等、2点目として住宅ローン減税の延長、3点目として軽自動車税率の見直し軽課導入、4点目として、ふるさと納税の特例控除額の拡充及び申告手続きの簡素化、5点目として固定資産税等の負担調整措置、6点目として地方たばこ税の旧3級品たばこの特例税率の縮減・廃止等となっております。

これらの改正及び番号法施行による改正に伴い、第1条では浜中町税条例に規定する

用語をはじめとする関連条項の改正、第2条では、第1条で改正している附則の改正及び平成26年条例第7号の附則の改正等、関連する項目について所要の改正をするものであります。

本改正につきましては、総務省から示されました市町村条例等の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。この施行期日については、本条例附則第1条ただし書きで規定する改正を除き、本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（梅田一光君） （報告第4号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから報告第4号の質疑を行います。ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、報告第4号の討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、報告第4号を採決します。

本件は、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は、承認することに決定しました。

◎日程第13 議案第34号 監査委員の選任について

○議長（波岡玄智君） 日程第13 議案第34号を議題とします。

川村議員は地方自治法第117条の規定によって除斥の対象になりますので退場を求めます。

（川村義春議員退場）

○議長（波岡玄智君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 議案第34号監査委員の選任同意について、提案の理由をご説明申し上げます。

議会議員の中から選任されます監査委員につきましては、議員の任期によると規定されております。この度、浜中町議会議員選挙が執行され改選されたことに伴い、人格見識の高い、川村義春氏を適任者として選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく、ここに提案した次第であります。

よろしくご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決をしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これより議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり選任に同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、選任に同意することに決定しました。

会議を一時中止します。

（中止 午後 1時21分）

（再開 午後 1時22分）

○議長（波岡玄智君） 中止前に引き続き会議を開きます。

◎追加日程の議決

○議長（波岡玄智君） ただいま配布した議会運営委員会委員長からの閉会中の継続審査調査の申出については、同委員会の性格上、次の定例会の前に委員会を開く必要があ

るため、閉会中の継続の審査・調査の議決が必要となります。

したがって、本件を急施事件として日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は急施事件として日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第14 閉会中の継続調査の申し出について(議会運営委員会)

○議長(波岡玄智君) 日程第14 閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長(波岡玄智君) 以上をもって、今臨時会に付議された案件は全部終了しました。

よって、平成27年第1回浜中町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 1時24分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員